

静岡地方裁判所委員会議事概要

平成25年7月17日(水)午後3時から開催された第24回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

出席した委員

青島伸雄，池田宏行，大石晴久，五條堀孝，小長谷洋，鈴木敏弘，内藤孝二，中山祥乃，林道晴，安岡元彦，渡邊良子(五十音順，敬称略)

議事

1 DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)に基づく保護命令制度について

(1) DV事件担当者からの説明

横田昌紀静岡地方裁判所判事，長谷川涼子静岡地方裁判所主任書記官，大村和寿静岡県警察本部生活安全企画課生活安全対策室管理官及び阿部一美静岡県女性相談センター女性相談班長を講師に招き，裁判所，静岡県警察及び静岡県女性相談センターそれぞれの立場から，DV防止法に基づく保護命令制度及び相談の実情について説明を受けた。

(2) 意見交換(:委員 :説明者)

脅迫の範囲とか程度にはどういったものがあるのか。

一般的には生命身体に対して危害を加えるというものを想定している。典型的には「別れたら殺すぞ。」というものが比較的多いと思う。

そういった場合にはテープに録っておく方が良いのか。

とっさの機転で録音するということができれば良いが，そういった余裕がなかるうかと思うので，脅迫を受けた場合には他の手段，メモを残しておいたり，次に備えて録音媒体を準備するといったことが考えられると思う。我々も認定するのが悩ましい事案に当たることが時々ある。

審尋期日に面接をする際に，医師の診断書があればすぐに命令を発することが可能だと思われるが，一方で脅迫の場合には，配偶者から「自分の方が脅迫を受けている。」との反論があると思われる。相手方の言い分を聴かずに迅速に人権，身体を保護する必要性がある中で，判断の難しい事案もあると思われるが，このあたりはどのように処理しているのか。

悩ましい点である。被害者保護の見地からすると迅速な処理が求められるが，実際には相手方の話を聴いてみなければならぬケースもある。診断書，写真，日記等や本人の話を聴いて間違いないだろうということになれば発令する方向で検討することになるが，話を聴いてみると相手方が一方的に暴力を受けているというケースもある。やはり双方の言い分を聴くことが重要になる。とはいえ，被害者保護を念頭に置いているので，比較的柔軟に対応している。

平成25年度の実績では，決定までの全国平均日数と比べて静岡地方裁判所は2日早く処理できているということだが，他の裁判所と比べて努力している点や静岡

県の特徴のようなものはあるのか。

静岡地方裁判所は比較的規模が小さいため、新たな相談があると連絡が入って、すぐに担当を決めて始められるというメリットはある。また、担当者を含めた職員全てがDV事案は迅速に対応しなければならないという意識を常に持って対応しているので、その結果が日数に表れているのだと思われる。

平成25年は例年に比べて申立件数が少ないようだが、なぜか。申立てが特定の月に集中することはあるのか。

1月から3月までは少なかったが、3月末から4月にかけてまとめて申立てがあった。平成24年も12月にまとめて申立てがあった。年末や年度末に集中する傾向があるように感じる。平成25年については5月までは少なかったが、6月に入ると5件の申立てがあった。

接近禁止期間が経過した後に、再び申立てがされることはあるのか。

接近禁止を再び申し立てる例はある。半年経ってもまだおそれがあるということで申立てがされるものも少なくない。

保護命令に対して即時抗告がされるケースはあるか。即時抗告により判断が覆ることはあるか。

平成22年度は申立てが56件あり、47件認容され、即時抗告があったのが2件、平成23年度は申立てが33件あり、27件認容され、即時抗告は3件だった。保護命令が認められず、即時抗告で保護命令が認められた例が1件あった。

ストーカーの場合は公安委員会からの禁止命令、DVの場合は裁判所からの保護命令ということか。

そうである。実際には同棲している場合であっても家庭内暴力として生活安全相談で対応している。法律が変わったとしても、これまでも対応しているので影響はない。

相談は離婚されている方が多いのか。

離婚はしていない。相手方が執着しているので何度離婚届を書いても破られてしまうケースがあり、退去命令によって退去しても鍵を渡さない人もいる。相手方が「熱が出て動けないから今日は家に帰らせてくれ。」と言っていると警察から連絡を受け、善意から時間をおいて荷物を取りに行ったら荷物を全て処分されていたというケースもある。相手方は離婚したくないという思いが強く、保護命令が出ても離婚できないので調停や裁判で離婚することになる。離婚まで3年くらいかかるケースもある。

今後二、三年を見たときにこういった事案は増えてゆくのか。担当者の負担は増えると思うが、このあたりの解決策や見通しについて、それぞれの立場から何かあるか。

裁判所の申立件数はうなぎ上りではないが、裁判所に来る事件は社会情勢が背景にある。根本的な原因は社会構造が要因として考えられる。

相談業務については、できる限りのことを最大限やるというスタイルがより厳しくなると思う。事案も複雑化、多様化し、非常に難しくなると思う。警察としても最大限やっていくしかない。再犯防止措置については、警察組織の中に更生プログ

ラムや専門家のカウンセリングのようなものがないので、警察としてできる範囲を見極めて対応するしかない。当事者と接するのが一番多いのが警察ではないかと思うので、話をよく聴き、他の専門家や関係機関と連携して対応していくしかない。

加害者にはカテゴリーがないと言われているが、経済的な問題が暴力やアルコール依存の引き金となる要因となっていることもある。経済的な問題がある程度解決すれば、家庭内の問題も収まることもあるので、まずは経済の安定だと思う。その裏返しとして、最近では生活保護を受けることが難しくなっているが、DVと言えれば通りやすいという話がまことしやかに言われている。生活保護を受けてアパートを引っ越したら、別れたはずの御主人とランチをしていたのを見かけたという情報も寄せられている。

女性相談センターは加害者側とは一切関わらず黒子として仕事をしているので、加害者から話を聴くことができる警察や裁判所と情報を共有して必要な支援をしたいと思う。

2 次回テーマ

静岡地裁における防災の取組について説明を受けた後、意見交換を行う。

3 次回期日

追って調整